

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案

参照条文目次

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）〔抄〕	1
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）〔抄〕	2
○ 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）〔抄〕	2
○ 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）〔抄〕	2

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）〔抄〕

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第七条の二第四項、第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続き在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続き在職期間に含むものとされた地方公務員としての引き続き在職期間

三 第七条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する公庫等職員としての引き続き在職期間

四 第七条の二第二項に規定する場合における公庫等職員としての引き続き在職期間

- 五 第七条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続きた在職期間
- 六 第七条の三第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続きた在職期間
- 七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして政令で定める在職期間

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）〔抄〕

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）〔抄〕

別表（第五条、第六条、第八条関係）

一	二	三	四	五
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条第一項	国土交通省令	同条第三項	自動車検査登録特別会計
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）〔抄〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中道路運送車両法第二百二条の改正規定、附則第九条の規定並びに附則第十二条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第二百十三条第二項第一号ロ及び附則第五百十八条第一号ロの改正規定

は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。